

富士山における利用者負担制度の検討状況

1 経 緯

制度導入から5年目が経過する富士山保全協力金制度について、近年、協力率が60%前後と低率で推移していることから、これまでの状況を総括し、徴収方法や使い道等の制度のあり方について専門家で構成された富士山利用者負担専門委員会で検討し、協力率向上のための取り組みをまとめた。

- ・H30.11.9 第6回富士山利用者負担専門委員会開催
- ・H31.2.6 第7回富士山利用者負担専門委員会開催
- ・H31.3.6 第16回富士山世界文化遺産協議会作業部会開催
- ・H31.3.19 第11回富士山世界文化遺産協議会開催 制度改正

(1) H31.3 富士山保全協力金制度の改正内容

- ・改正前：富士山五合目以上の新規事業及び事業の拡充の財源に充当
改正後：富士山五合目以上における事業に充当（R2 予算反映）
- ・改正前：五合目から山頂を目指す登山者
改正後：五合目から先に立ち入る来訪者（R1 から実施）

(2) R1 年度継続審議事項

- ・協力金の金額の検討について
- ・公衆トイレの維持管理への協力金充当による無料化について

(3) H30 年度作業部会・専門委員会での意見（総括）（要継続検討事項） 制度・金額等

- ・五合目へ観光客も含め、広く集める制度の可能性
- ・任意の支払いでは不公平感がある。すべての来訪者が払う制度の可能性
- ・五合目以下の事業への充当の可能性
- ・徴収金額1,000円の妥当性が曖昧、調査等による今後の協力金額の検討
- ・徴収コストが過大、コスト抑制方法の検討

使 途

- ・公衆トイレの維持管理への協力金充当による無料化（チップ一体化）

そ の 他

- ・両県に基金があり用途が違う。将来の一体化の可能性
- ・五合目以下の倒壊した山小屋等の処分への充当の可能性
- ・弾丸登山を抑制するため、24時間受付の是非

2 R1 年度の取り組み状況

継続審議事項と作業部会等で、継続検討が必要とされた課題等について検討する必要があるため、専門委員と両県担当者による制度検討ワーキングを3回開催した。

- ・第1回 6月20日・協力金制度導入過程の説明
- ・第2回 7月31日・富士山における財政需要・公衆トイレの状況
- ・第3回 9月5日・公衆トイレの維持管理への協力金充当の手法と課題整理
・利用者負担専門委員会ワーキングの検討内容